

2012年 6月 20日 Vol.0057

静岡刑務所において私が共同作業をするようになったのは（後半）

---

---

そこでまず談合罪について述べてみたい。談合金のある談合罪については従前から検挙したがそうでない公正価格を害する談合罪については「必要悪」だという社会風潮があったため警察も検挙することがなかった。

公正価格を害する談合罪を目的として逮捕したのは高松地検が最初である。当時はかような時代であったのだ。したがって公正価格を害する談合罪の捜査手法が確立されたものはなかった。公正価格（当該入札において公正的な自由競争によって形成されたであろう落札価格）を害する目的の証拠化、立証が必要なのである。どのようにして証拠化するかが問題なのであるが、それは捜査技術に関する専門的事項であるのでここでは割愛したい。

談合の背景事情を見ると、自由競争をすると国や地方公共団体から設定した入札予定価格から相当下がった最低制限価格に近い金額で落札することになる。それだけ業者にとっては利益幅が少なくなる。談合すると入札予定価格どおりかこれに近い金額で落札できる。

また大手、中監ゼネコンはそれぞれ地盤を持ち勢力分布図が出来上がっている。他者の地盤を侵さないとの暗黙の合意がなされている場合が多い。ある2社がA地盤とすると事前にどちらの会社が落札予定者となるか決め、その代わり工事利益を落札業者が独り占めしないよう両者で裏JV（ジョイントベンチャー）と称する工事の協力施工協定を結んで工事利益を折半する場合が多い。協力施工協定を締結するが他方は実際の工事にはほとんど関与しない。裏JVは落札会社をスポンサー、落札を競った側をサブと呼び、サブは落札を譲る代わりにスポンサーの当該工事による利益の分配を受ける。これを2社で工事ごとに順次繰り返すのである。したがってどちらがスポンサーになろうと、サブも落札したと同様の利益の分配に預かるわけで、

うまい話である。

談合罪は国の財政基盤そのものを侵害する犯罪である。脱税は本来国の収入となるべきものが脱税によりその分収入減となる。他方談合罪は国の支出面において自由競争したら落札したであろう価格と談合した価格の差額が侵害を受ける。従って脱税は国の「収」、談合は国の「支」を直接侵害する犯罪である。国民の血税そのものを侵害する犯罪なのだ。

自由競争をしたら落札した価格と談合した価格の差額は通常 2~3 割である。1 億円の工事であれば 2000~3000 万円の不法利益を業者は得るのである。それだけ血税が侵害される。国の公共事業の予算は 10 兆円くらいであるので単純計算すると 2 兆円くらいの侵害を受ける。他方地方公共団体を併せると莫大な金額になるのである。高松地検では 16 名を逮捕起訴したがそれから 4、5 年後自由競争をしたら落札したであろう価格と談合した価格の返還請求訴訟が提起されるようになった。日本もようやく米国並みになりつつある。談合罪の法定刑は「2 年以下の懲役 250 万以下の罰金」と異常に低い。日本古来の談合体質の土壌が立法にも影響しているのであろう。立法的解決が望まれる。

話はそれるが、同じ談合事件であって最近私が尼崎市役所をめぐる談合事件を刑事告発した件についてふれてみたい。兵庫県尼崎市は県下で神戸、姫路、西宮に次ぐ約 46 万人の人口を抱える中間都市である。交通面では JR を中心に山側に阪急、海側に阪神の私鉄が並行して走っており、自動車道は名神、中国の高速自動車道があつて鉄道、自動車のいずれを使つても大阪まで 15 分、神戸まで 25 分の至近距離にある。

私が談合事件の情報を入手したのは、平成 19 年の秋である。兵庫県内の A という人物（業者ではない）から尼崎市役所発注の清掃事業の入札をめぐる恒常的に談合が行われている疑いが強いというものであつた。

A は市当局から情報開示したと思われる入札状況資料を入手していて私はそのコピーを入手した。A の目的は告発して欲しいということであつたが資料が十分でなかったためその後数回に渡つて市当局からの入札関連資料、談合したと思料される業者の資料等を A から入手した。

全て告発状に添付したが膨大な資料である。が、それを検討した結果「本

件談合の構図はある事業でずっと落札するという縦割りの談合そのものであって市当局も関与している疑いが強い」と判断した。

すなわち昭和 54 年 10 月 17 日設立の大栄環境株式会社、いわゆる大栄環境グループと呼ばれているが大阪府、三重県、兵庫県において一般廃棄物及び産業廃棄物等の事業を幅広く展開し急成長を遂げている。

本件で問題となった株式会社攝津は尼崎市に本社があるがその代表取締役は大栄環境グループの会長であって、同社の取締役野田幸男は以前大栄環境グループにいたが攝津に入社してからは、いわゆる談合の仕切り役として活動している人物であった。

また尼崎に「清和事業協同組合」といういわゆる談合組織があることも判明した。尼崎市発注に係る廃棄物等に関する委託契約については野田が仕切り役として采配を揮い、同共同組合員をどの契約で落札者とするかの振り分けをしているとの情報があった。さらに決定的であったのは平成 19 年 3 月 28 日、尼崎市役所発注に係る中央卸売市場内塵芥搬送等業務委託事業の入札記録を検討すると、従前ずっと株式会社攝津が落札を続け過去最低制限価格が設定されたことは 1 度もなかったのである。

ところが今回の入札に関して市当局は 20,230,314 円の最低制限価格を設定したのだ。それを知らずに尼崎商業事業協同組合は 17,590,526 円で入札したのである。この入札額から明らかなように、いわゆる談合破りの金額である。最低入札額が設定されなければ同協同組合が落札したのである。最低入札価格が設定されたため同協同組合は失格となり従前どおり攝津が 20,530,320 円で落札したのだ。最低入札価格は 20,230,314 円であってその金額は契約予定金額の 97、75%と極めて異常であってわずか 2、25%の間に入札金額を入れなければ落札できないのである。

平成 19 年度は清和事業共同組合員ではない談合体質に反発していた尼崎商業事業協同組合が入札の参加業者となったため、摂津の野田らが市当局に働きかけて尼崎商業を落札させないよう従前どおり攝津が落札するように 19 年度に限って最低制限価格設定したと見る他ないのである。市当局による入札妨害であるのだ。

そこで私は平成 20 年 4 月 15 日兵庫県警捜察本部捜査 2 課に告発状を提出した

のである。2回事情聴取を受け1回は調書を作成されたが一向に捜査が進展しないのである。私は10月17日収監予定であったのでその直前に事情を入手すると神戸地検と協議しているとのこと、私はやるつもりだと思う。案の定私が収監された後の11月13日ラジオニュースで尼崎市職員らを任意同行と聞き、その後産経新聞の差し入れがあり詳細がわかったのだ。

それによると「尼崎市職員を聴取、清掃事業入札で情報漏か県警捜査2課は競争入札妨害の疑いで発注業者を担当した市職員数名と受注した清掃業者から事情聴取を始めた。容疑が固まり次第逮捕する方針」とのことで告発したのは元大阪高検公安部長三井環で告発状の中で「業者の談合であることは明らかで問題は市当局が以下に関与しているかにあり徹底捜査を遂行してもらいたい」と要望したと記事にされていた。

なお平成21年1月13日神戸地検川越検事から処分通知書が静岡刑務所の私宛に郵送された。市担当者2名及び野口幸男ら5名を入札妨害で起訴したとの告発人に対する通知である。

話は高松地検に戻って談合事件で押収した証拠物を端緒として庵治町長をめぐる贈収賄事件へと発展しさらには庵治町長の贈収賄事件で押収した証拠物を端緒として臨床試験をめぐる贈収賄事件へと発展するのだ。両事件とも極めて困難な事件であって一時は辞職を覚悟したものである。次月以降に掲載する予定であるのでしばらく高松地検時代の事件とお付き合い願いたい。

---

著者：三井環（元大阪高検公安部長）